

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|-------------|---|---|------------------------------|
| 1 | 不正受給してませんか？ | <p>松阪市××△-△ ○○○○さん 毎日男性が入り出りしていますが母子手当不正時給していませんか？最近車も買い替えたようですし、私たちの税金が無駄に使われているのであれば許せません</p> | <p>児童扶養手当はひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とした手当であり、いわゆる「事実婚」にあたる場合は支給要件に該当いたしません。</p> <p>このため、毎年8月に受給資格を確認するための現況届を提出いただき、事実婚の有無を含めた受給資格の有無を確認しております。</p> <p>また、市民の方からの情報提供などにより、児童扶養手当を受給中のご家庭に事実婚の疑いがある場合には、現地調査や面談を行うなどの対応を行っております。</p> <p>その結果、事実婚に該当すると判断した場合は資格を喪失することとなります。また、このことが以前から同様の状態である場合には、過去にさかのぼって資格喪失となり、児童扶養手当を返還していただくこととなります。</p> <p>市としましては、引き続き不正受給が行われることのないよう、適切に対応していく所存でございます。</p> | <p>こども支援課 電話：53-4081</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|------|--|---|---------------------------------------|
| 2 | 件名なし | <p>救急搬送、入院しなかったら7700円と言う報道みました。 逆に助かる命が助からなくなるのでは？ 人手を増やして、答えられるように、救急隊員の数を増やす方がいいでしょう。 どんどん嫌な世の中になります。 それが、松阪からで、本当に落胆します。 松阪は暮らしにくい町です。</p> | <p>松阪地区は他地区より突出して救急出動が多く、限界に近い状況です。しかし、救急隊や医療機関の現場の尽力で「たらい回し」なく、傷病者を受け入れて対応をいただいています。医療提供体制の課題もあり、救急隊員の数を増やすだけでは解決できるものではありません。 今後の救急医療体制の維持継続のために、どうしたらいいかということの一策として「救急車の選定療養費徴収」を行い、検証していくものです。 「救急搬送 入院の必要がなければ7,700円という報道ですが、これは選定療養費を救急搬送に適用するというものです。 「選定療養費」は、2016年（平成28年）4月の健康保険法の改正により、200床以上の地域医療支援病院は、他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から「選定療養費」として診療費の他に7,000円以上の金額を徴収することが義務化されたことから、既に三病院でも選定療養費をして7,700円(税込)の徴収を実施しております。 「助かるはずの命を守るため」の取組みです。ご理解をお願いいたします。</p> | <p>健康づくり課 電話：20-8087</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|---------|--|--|------------------------------|
| 3 | 救急搬送有料化 | <p>ニュースで救急搬送が有料化されることを知りました。詳しい内容を把握していませんので、勉強不足でしたらすいません。</p> <p>救急搬送が有料化になると、タクシーで病院へ行くには費用がかかるので、最初からお金を払うことを承知の上で利用する人が現れないか。病院到着後も優先的に待ち時間なし、時間外でも診察してもらえるので、お金のある人が合法的に利用できることにならないか。</p> | <p>松阪地区におきましては、年々救急搬送件数が増加しており、令和5年には16,180件と過去最高を更新し、全国と同規模消防本部と比較しても、突出して多くなっています。</p> <p>このままでは「助かるはずの命が助からない」「早期治療ができなくなる」等の事態が想定され「救急車の適正利用」の一つの取り組みとして、診察の結果「入院に至らなかった患者」から「選定療養費」を徴収することといたしました。</p> <p>「選定療養費」は、2016年（平成28年）4月の健康保険法の改正により、200床以上の地域医療支援病院は、他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から「選定療養費」として診療費の他に7,000円以上の金額を徴収することが義務化されたことから、既に三病院でも選定療養費をして7,700円(税込)の徴収を実施しております。</p> <p>今回の取り組みは救急車の有料化ではなく、「選定療養費」の範囲を拡大して、病院が徴収するものです。</p> <p>上記の趣旨につきまして、住民の皆様にご理解いただけるよう、期間をかけて繰り返し周知啓発してまいります。</p> <p>また、今回の取り組み状況に対する実績等も見極めつつ、今後も研究してまいります。</p> | <p>健康づくり課 電話：20-8087</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|----------------|---|--|-----------------------------|
| 4 | リサイクルステーションの設置 | <p>資源ゴミ、ビン、缶を一箇所で出せる場所が欲しいです。毎月の回収日まで溜めておけるほどのスペースは各家庭にはないです。</p> <p>愛知県にはよく行きますが、そういう場所が各所にあるのに、三重県ではまず見ません。私が知らないだけかもしれませんが、松阪市に住んでもう40年近くになりますが、松阪市でそのような場所は見たことがありません。スーパーのリサイクルステーションでは出せるものが限られるし、いつもいっぱいになっていてまとめては捨てられなかったりするので、結局、リサイクル出来るものでも、不燃ゴミで捨てられているのをよく見かけます。（アルミ缶やビンなど）</p> | <p>リサイクルステーションの設置の件ですが、下記のとおり、市内3箇所に設置しています。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市リサイクルセンター資源物保管庫(町平尾町351番地2) ・松阪市クリーンセンター資源物保管庫(桂瀬町751番地) ・三雲リサイクルセンター資源物保管庫(曾原町2499番地1) <p>・受付品目 15品目</p> <p><資源物></p> <p>1.プラスチック容器・袋 2.白色トレイ 3.ペットボトル 4.新聞紙 5.ダンボール 6.雑誌、雑紙 7.牛乳パック 8.古着類 9.飲食用アルミ缶 10.空ビン(化粧ビン含む)</p> <p><その他></p> <p>11.小型家電リサイクル対象品(市指定のもの) 12.パソコン 13.蛍光管 14.充電式小型家電(バッテリーのみ含む)15.乾電池</p> <p>・受付時間</p> <p>平日：午前8時30分から正午までと午後1時から午後4時30分まで</p> <p>休日：午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで。(年末・年始除く)</p> <p>※祝日は、曜日により異なる場合がありますので、ごみ・分別ガイドブック、HP等で確認をお願いします。</p> <p>今後、一人でも多くの市民の方に周知され、ご利用していただくために、啓発していきますのでよろしくをお願いします。</p> | <p>清掃事業課 電話：53-4418</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|------|---|---|--------------------------------------|
| 5 | 件名なし | <p>1/25の13時頃に松阪市役所の後期高齢者医療の窓口で、男性職員の方に対応して頂いた際にとても、不快になる対応をされました。窓口業務をされていて、あの対応は酷いと思うので、改善して頂きたいと思います。</p> | <p>この度は、こちらの窓口対応でご不快な思いをさせてしまい、深くお詫び申し上げます。 今後は、このようなことがないように対応には十分気を付けて、業務を遂行するよう努めてまいります。 今回、「市民の声」で貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。</p> | <p>保険年金課 電話：53-4092</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|--------------|---|---|------------------------------|
| 6 | 救急車の件についての意見 | <p>まず市のホームページで意見を述べる窓口がなくてイライラ、松阪市 意見 と検索してやっとアドレスへ。アクセスしやすくしてほしい。</p> <p>本題。救急車7700円ですが、いざという時呼ぼうか躊躇して何かひどいことになったらどうするのか。5000円もつとて言えば3000円で安易な通報は防げるのでは？</p> <p>全国ニュースになってた事もあり意見しました。もうちょっと前向きな事で取り上げられて欲しい。</p> <p>松阪マラソンはなぜか初回からテレビ各局でやってなかった。取材要請したの？ 以上です、どうも</p> | <p>ご意見をいただく事務担当部局へのアクセス方法がわかりにくくご不便をおかけしました。</p> <p>松阪地区におきましては、年々救急搬送件数が増加しており、令和5年には16,180件と過去最高を更新し、全国と同規模消防本部と比較しても、突出して多くなっています。</p> <p>このままでは「助かるはずの命が助からない」「早期治療ができなくなる」等の事態が想定され「救急車の適正利用」の一つの取り組みとして、診察の結果「基本入院に至らなかった方（軽症者）」から「選定療養費」7,700円を徴収する運用とすることといたしました。</p> <p>「選定療養費」は、2016年（平成28年）4月の健康保険法の改正により、200床以上の地域医療支援病院は、他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から「選定療養費」として診療費の他に7,000円以上の金額を徴収することが義務化されたことから、既に三病院でも選定療養費をして7,700円(税込)の徴収を実施しております。</p> <p>今回の取り組みは救急車の有料化ではなく、「選定療養費」の範囲を拡大して、病院が徴収するものです。</p> <p>急な病気やけがで、迷ったときはためらわず119番通報し、救急車を呼んでください。</p> <p>緊急性がない場合は、まずかかりつけ医に受診、相談し、必要に応じて紹介を受けるなど適切な受診を行っていただきますよう、ご理解ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>上記の趣旨につきまして、住民の皆様にご理解いただけるよう、期間をかけて繰り返し周知啓発してまいります。</p> <p>また、今回の取り組み状況に対する実績等も見極めつつ、今後も研究してまいります。</p> | <p>健康づくり課 電話：20-8087</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|------|--|--|------------------------------|
| 7 | 件名なし | <p>救急車、有料ガチでやめたほうがいいと思います。それで、亡くなる人とかでるかもですよ。小学生とか、気軽に呼べないじゃないですか？</p> | <p>松阪地区におきましては、年々救急搬送件数が増加しており、令和5年には16,180件と過去最高を更新し、全国と同規模消防本部と比較しても、突出して多くなっています。</p> <p>このままでは「助かるはずの命が助からない」「早期治療ができなくなる」等の事態が想定され「救急車の適正利用」の一つの取り組みとして、診察の結果「基本入院に至らなかった方（軽症者）」から「選定療養費」7,700円を徴収する運用とすることといたしました。</p> <p>「選定療養費」は、2016年（平成28年）4月の健康保険法の改正により、200床以上の地域医療支援病院は、他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から「選定療養費」として診療費の他に7,000円以上の金額を徴収することが義務化されたことから、既に三病院でも選定療養費をして7,700円(税込)の徴収を実施しております。</p> <p>今回の取り組みは救急車の有料化ではなく、「選定療養費」の範囲を拡大して、病院が徴収するものです。</p> <p>急な病気やけがで、迷ったときはためらわず119番通報し、救急車を呼んでください。</p> <p>緊急性がない場合は、まずかかりつけ医に受診、相談し、必要に応じて紹介を受けるなど適切な受診を行っていただきますよう、ご理解ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>上記の趣旨につきまして、住民の皆様にご理解いただけるよう、期間をかけて繰り返し周知啓発してまいります。</p> <p>また、今回の取り組み状況に対する実績等も見極めつつ、今後も研究してまいります。</p> | <p>健康づくり課 電話：20-8087</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|--------------|---|---|-----------------------------|
| 8 | 生活保護について | <p>先日、生活保護を受けている人間に会って話を聞きました。その人は〇〇出身で「△△市で生活保護が下りなかった。松阪市なら下りる話を聞いて今は松阪市から生活保護を貰っている」とのこと。</p> <p>生活保護者が他自治体から流れてきている事は知っていますか？他自治体で下りない人間が松阪市で下りる理由は何ですか？今後も現状の基準通り生活保護の認定を行う予定ですか？</p> <p>松阪市で施行されることになった救急車の有料化について、救急車を呼び入院を必要としなかった場合、生活保護者は7700円の徴収は無い聞きました。この情報は正しいか間違っているのか回答願います。</p> | <p>生活保護の認定は、国の基準に基づき、申請者への聞き取りや、調査などを行い、進めています。</p> <p>他の自治体で保護申請が却下となり、松阪市において認定となること。まず、考えられることとして、申請時点の状況が変わっているのではないかと思います。</p> <p>生活保護申請後は、金融機関及び生命保険、財産、年金等、様々な視点から調査を行っています。</p> <p>今後も生活保護の認定にあつては、国の基準に基づき進めてまいります。</p> <p>次に救急車の有料化について、先日報道されたところで、生活保護の方が救急車を呼び、入院を必要としなかった場合、生活保護の方の医療費は「公費負担医療費制度」に該当することから、この費用の負担はありません。</p> | <p>保護課 電話：53-4076</p> |
| 9 | 避難所の情報開示について | <p>発行済みのマップでは、存在する場所と想定収容人数（キャパシティ）程度の数値は記述されていますか？各所に、一体、どのような備蓄品が存在しているのか？居住/市民は、各々、生活している年齢や家族構成は異なるのに、はたして、近隣住人の状況を見据えた備蓄品が存在しているのでしょうか？</p> <p>私、一人の問題ではなく、広く市民全員が、備蓄の内容を事前に把握できていければ、前もって、自宅に置いて万一の際に、持ち込めば一人でも多くの対応につながると思います。</p> <p>ただ、今の段階では、各所の備蓄内容が開示されていないのは、何か市の不都合でもあるの？</p> <p>併せて、市の広報上で本件のようなQ&A～窓口…という形の開示の可能性を、市政として検討して頂きたい。</p> <p>紙印刷よりも今のご時世ならwebサイトとかQRコード経由で。</p> | <p>各指定避難所等の防災拠点における松阪市の備蓄状況につきましては、『松阪市地域防災計画』に掲載されており、松阪市ホームページ上でも公開されております。</p> <p>また「市の災害用備蓄」といったページも準備しており、備蓄の方針、主な備蓄品の説明、指定避難所等の備蓄品一覧（PDF形式）を掲載しております。</p> <p>松阪市ホームページのトップ画面下部のキーワード検索欄にて、「市の災害用備蓄」と検索いただくとすぐにご確認いただけますので、よろしければご活用ください。</p> <p>災害時においては「自助7割、共助2割、公助1割」であると一般に指摘されており、特に初動の対応はこれまでの地震災害の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされています。</p> <p>引き続きご家庭でできる事前の備えをしていただくようよろしくお願いいたします。</p> | <p>防災対策課 電話：53-4034</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|-----------|--|---|---|
| 10 | 是正措置等について | <p>（今回の主旨） 昨年9月に大口町内の開発行為について市民の声を5件届けたところ、それなりの回答は頂いていますが、間違い項目に関する“是正措置”について記載されてないところ等がありますので、その問題点を再度市民の声として届けます。 市長の方針「P→D→C→A」による職務遂行を行うために、その前提条件である“是正措置”は避けて通れませんが、どのように考えているのでしょうか。 「注視・様子見をした上で対策を講じる」のは、答えになっていません。</p> <p>（具体の項目） 1. 道路縦断勾配と側溝排水勾配(9/22分) ほぼ完成された現地を確認すると、道路縦断勾配と道路側溝製品は開発許可書のとおり施工されています。この場合には雨水排水計画図に誤りがあるため、側溝排水勾配を正しい値に訂正し検証すると流下能力不足になっていると同時に、最小流速V=0.60m以上も満足していないことが予想されます。 この状態で完成検査が行われ市道部が市に帰属された場合に、この不都合を解消するための修繕工事は道路管理者が行うことになりますか。 その妥当性について、市民目線で説明して下さい。 2. 粗度係数(9/19、9/29分) 既設水路天端部の張コンクリートについて一部区間は行われていますが、下流部の開発区域に隣接する開水路区間について、土砂のままであることからこの区間の流下能力に疑問があります。下流部で問題が生じている場合に、開発区域内の排水計算に影響すると思われる。</p> | <p>1. 道路縦断勾配と側溝排水勾配（9/22分） ご意見の開発事業は公共事業ではございませんが、三重県の「建設工事施工管理基準（案）」の出来高管理基準及び規格値に照らし合わせたところ、流下能力及び最小流速V=0.60m以上を満足しています。 開発事業の築造に起因する著しい不具合が露見した場合において、直ちに市が修繕工事を行うことは、公益目的に適合しないことが懸念されることが考えられることから、このような場合には、開発事業者に改善を求めるなどの対応を検討します。</p> <p>2. 粗度係数（9/19、9/29分） 既設水路天端部の土砂のままであるところのご指摘の区間は、張コンクリートが施工されていることを確認しています。 また、水路底部の堆積土については、水路管理者である市や、最寄りの自治会での日常管理により行われることを基本と考えておりますが、開発行為により周辺環境が変化することから、開発事業者へ協力を求めたところ、ヘドロ状の堆積土の扱いや水切り中の仮置き期間に発生する悪臭に苦慮することから、協力を得られず、実施に至りませんでした。 そのため、清掃については、地元自治会、行政、開発行為等を鑑み、地元と調整し、対応していきます。 また、水理計算上の粗度係数については、清掃により本来の機能を保持できることから、水路内の流動性のある土砂等を対象とせず、水路構造物本体が備えている係数に基づいた計算を行っています。</p> | <p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|------------------|---|---|---|
| 10 | <p>是正措置等について</p> | <p>また、既設水路の底にかなりの土砂(ヘドロ)が堆積していることから、放流先の水路断面の水理計算において$n = 0.013(0.015)$を採用するのは誤りがあります。従って、許可書の内容との齟齬があります。</p> <p>3. 雨水排水計画(新規疑問点)</p> <p>下流部横断側溝(B=700)に横流入している既設道路側溝について、開発前の状況はB=400の開水路になっていましたが、完成前の現地状況を確認したところ、$\phi = 450$程度の塩ビ管となっていました。接続方法がほぼ管底接合となっていることからH.W.Lの整合という観点で判断すると、本線側の水深$h = 0.668\text{m}$であることから既設流入側溝に向けて背水現象が生じています。なおかつ、当初は開水路だったものが円形管になったことにより、水理的に望ましくないサイフォン現象も生じています。</p> <p>以上のことより、上流側に溢水状態が生じていると考えられます。</p> <p>従って、法32条協議に瑕疵があり、法33条の許可条件に合致していないと思われませんが、どのように考えていますか。</p> <p>以上、各項目について事実確認を行い、現状の見解と今後の方針を聞かせてください。</p> <p>なお、回答は文書でよろしく申し上げます。</p> | <p>3. 雨水排水計画（新規疑問点）</p> <p>現場の地形状況によっては床面接合にならざるを得ないこともあります。ご指摘の背水現象やサイフォン現象については、降雨の状況及び現地の状況に注視しながら、上流側に溢水等が発生する場合には、最も経済的かつ効果的な方法を検討します。</p> | <p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|---------------------|---|--|---|
| 11 | 松阪公民館への 進入市道について | <p>（今回の主旨） 令和2年度に都市計画審議会を経て地区計画の変更が行われた「船江・大塚地区」について、その後一部エリアで開発許可を受けて事業が進められてきました。そのうちの市施設である松阪公民館が入居する区域が先行オープンし、その他の施設も順次整備が進められているようです。 そうした中で、当時の都市計画審議会にも意見を述べていますが、計画区域を東西に横断する市道についての問題提起を道路管理者等に行ってきました。その関係性もあるので、今回は「市民の声」として意見を届けます。</p> <p>（具体の項目） 1.市道の構造（オープン前）について 現在の状況を確認すると、R166号から進入し松阪公民館までの車を通すための通路（1車線）が確保されており、このうちの一部の幅員部分が以前より市道認定されていると思われます。 この通路について、以前のマーム駐車場への入り口付近までは2車線で車道対応されていましたが、それより奥側（松阪公民館付近までの区間）については、当時交通規制がかかっており軽車両しか通行できませんでした。また、市道幅員のかなりの部分を箱型形状の水路が縦断占有していますが、路面排水を行うための集水溝が1か所/10m程度しかありません。このことから、適切な路面排水施設とはなっていません。以上のような状況を、施設管理者は把握していますか。</p> | <p>1. 市道の構造（オープン前）について ご意見の車線数や交通規制、箱型形状の水路については、状況を把握しています。なお、路面排水施設は既設構造物を継続利用するものです。</p> | <p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|-------------------------|---|---|---|
| 11 | 松阪公民館への 進入市道につい て | <p>2.水路工の耐荷重について 現状において通行規制がかかっているとは思われないため、縦断して敷設されている水路工が一般的な市道の安全を確保するための耐荷重強度に対して、耐えられるものか検討してありますか。 また、今回の松阪公民館オープンに向けて市道利用に関して、事業者への協議・指導はどのように行ってきましたか。時系列に沿って説明して下さい。一方、現状では水路工の天端部について、コンクリートのままとっていますが、構造物の耐久性・補修時の有効性・施工性等を考えた場合、As舗装を表面に施工するのがセオリーではないですか。</p> <p>3.雨水排水計画 現状の市道部排水計画は、どのように理解されていますか。 路面排水形態が一連のグレーチング(固定蓋形状を含む)となっていないため、開発許可を受けた松阪公民館側に市道からの雨水が流出するような形状になっています。すなわち、市道と区画道路が一体的につながっていること並びに、公民館前の駐車場出入口も市道と直接つながっています しかしながら、松阪公民館側開発区域内の雨水排水は洪水調整池を通じて流量調整されることが開発許可条件となっています。これでは洪水調整池の適切な機能を犯していることになり、下流部の船江町・新松ヶ島町等に影響を与える状態になっています。 また、都市計画審議会資料の理由書に記載されている“大塚町・久保田町周辺では、恒常化する浸水区域の改善を行う”とありますが、開発行為が一定程度完了した現在において、この目的は達成されていますか。</p> | <p>2. 水路工の耐荷重について 水路工の耐荷重強度については、以前より供用されている水路であり、これまで耐荷重についての検討は行っておりませんが、製造業者へ耐荷重の検証を依頼し、その結果、製造から年数を経ているため確証には至りませんでした。が、車両の通行には十分耐えうるとのことでした。 開発事業との協議については、当初の開発計画では、現況道路部は開発区域外であり、開発事業者による加工を伴わない為、具体的な協議等は行っていません。 また、松阪公民館オープンに向けて、既存市道の加工申請の提出があり、この手続きにおいて、開発事業者と協議・調整を行っています。 BOX天端の摩耗を抑制するためにアスファルト舗装は一定の効果がありますが、当該市道に隣接する開発行為の計画地盤高との関係から既存のとおりとしています。</p> <p>3. 雨水排水計画 大塚町・久保田町周辺への影響度を考慮し、直接放流となるような市道側への雨水流入を防止する必要があることから、第一義的には開発事業者が対策を講じる必要があると考えます。 そのため、このことを開発事業者に伝え、開発事業者が対処することとなりました。</p> | <p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|---------------------|--|--|---|
| 11 | 松阪公民館への 進入市道について | <p>4. 市道幅員 地区計画で定められた道路幅員「6.5m～16m」について道路構造令(松阪市の条例)から判断すると、R166号交差点部は右左折車線を考慮した車線数が4であり、現状では両側に自歩道等も存在することから、現況幅員を拡幅する必要があります。 また、6.5mは1車線幅員となることから今後2車線整備(車道3m×2+路肩0.5m×2+側溝)とするならば、この値にも疑問があります。 従って、地区計画で定めた幅員内訳を説明して下さい。</p> <p>以上、各項目について事実確認を行い、現状の見解と今後の方針を聞かせてください。 なお、回答は文書でよろしく申し上げます</p> | <p>4. 市道幅員 地区計画の区域内では、現在も整備が継続して進められていることから、現時点において、拡幅整備について、開発事業者から協議はありませんが、今後、開発事業者と協議を行う際には、適切な協議・調整を行います。 なお、地区計画で定めた最小幅員6.5mは既存市道との擦り付けを想定した幅員であり、「6.5m～16m」の範囲で道路構造令に照らし合わせた整備が行われることとなります。</p> | <p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|---------------|--|---|---|
| 12 | 郷津町内開発許可書について | <p>（今回の主旨） 令和3年度に郷津町内において開発された区域（許可番号 第KK15030014号）の隣接地において、今年度開発許可（第KK15050007号）を受けて工事が行われ完了している状況です。 この間、開発許可に関する“法32条、法33条”に関する意見を届けていますが、その本質を理解し許可手続き・法（条例等を含む）の解釈などに関して、「P→D→C→A」が実践されていると考えられないことが、生じています。 このため、以下の意見を届けます。</p> <p>（具体の項目） 1. 一体開発の定義 令和3年度の工事完了（検査）後2年が経過していない状況で、別々の開発申請とみなすことに問題は生じていませんか。 先に行われた工事のうち、虫食い開発の状態での将来の排水計画を見越して許可を行うべきだったと思われませんか。 市に帰属する道路については、“開発区域の隣接地に将来開発可能な土地があるときは、道路の終点を区域界とするなど、将来道路を延伸できるよう計画すること。”となっていることから、必然的に道路排水計画もこれを遵守し将来的な流入区域を含めた排水計画とすべきではありませんか。 結果的に、それを怠っていたための是正を、今回の開発許可書で行っていると思われませんか。 従って、今回のようなことが起こらないようにするための、改善策を提示して下さい。</p> <p>2. 雨水排水計画における流出係数（C） 令和5年度の許可書では、既存の住宅地C=0.62であり開発区域内のC=0.42として、流出係数の低減を行っています。 大口排水区の雨水計画上の流出係数はC=0.65となっていますが、分譲住宅地の開発区域において</p> | <p>市の回答</p> <p>1. 一体開発の定義 別々の開発申請とみなすことについては、令和3年度の開発行為の事業者と、今年度の開発行為の事業者とは異なる者であることや、令和3年度と令和5年度の開発計画であることから、それぞれは別計画であるため、開発行為を別々の開発申請とみなすことに問題はありません。 また、令和3年度に完了した開発行為の事業者には、開発許可申請時に、開発区域周辺の開発計画が無いことを確認した上で、当該開発区域を基に32条協議を行いました。令和3年度に開発工事が完了してから2年も経過していない状況において、当該開発地周辺の土地所有者等の意向により、土地利用計画が変更されたことから、令和5年度の開発行為が行われたものと思われませんか。 しかしながら、開発地周辺の計画変更により、設置された工作物等の前提条件が変更となり、工作物等に影響が生じることから、開発事業者との協議において、土地所有者等の意向や周辺の土地利用計画等を十分確認しながら、必要に応じて、将来的な流入区域を考慮した32条協議を行っていきます。</p> <p>2. 雨水排水計画における流出係数（C） 個々の宅地の流出係数に制限をかけることはできないと考えます。 また、ご意見のとおり、道路側溝の雨水排水計画は、開発地周辺の土地利用計画の状況により前提条件が変化となり、既設道路側溝に影響を与えることから、道路側溝を計画する際の雨水排水計画は、土地所有者等の意向や開発事業者との協議にもよりますが、開発地周辺の将来的な土地利用計画を想定したものとすることが望ましいと考えています。</p> | <p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|---------------|---|--|---|
| 12 | 郷津町内開発許可書について | <p>個々の宅地の流出係数に制限をかけること（個人の財産権に影響する）が可能であると考えていますか。</p> <p>また、今回の開発区域の排水流出先は先に行われた開発済区域の道路側溝に流出するため、法32条協議として行われているようですが、令和3年当時は開発許可申請として、法33条協議の中で行われていると思われまます。</p> <p>この場合に、双方の雨水計画条件に乖離があるため同じ市道の側溝であるにも拘わらず、違った結果となっています。</p> <p>これは、何を意味しているのでしょうか、技術的観点をふまえた上で分かりやすく説明して下さい。</p> <p>3. 流出抑制施設（浸透式）の信頼性</p> <p>過去の市民の声でも意見を述べていますが、維持管理が適切に行われない状況では浸透式の効果は期待できません。（施設を設置した時点では良いが、時間と共に目詰まりが生じます）</p> <p>これを前提として、流出係数を低減できる要件を説明して下さい。</p> <p>また、「道路土工要綱」（排水工の章）には、“なお、雨水貯留浸透施設の有無にかかわらず、所定の降雨確率年の雨水排水量を排水できるよう、排水施設の規模を定める必要がある。”と記載されていますが、上記2の事実はこれを遵守しなくて良いということですか。</p> <p>4. 射流（フルード数1.0以上）の問題点</p> <p>水路の流れは常流と射流に区分されその境界は限界水深として現れます。より複雑な流れ「射流」となる場合は、それなりの水理学的検証を行わないと側溝に対する構造的な安全性及び射流から常流に変化する時の水面の状況等が判断できません。</p> | <p>3. 流出抑制施設（浸透式）の信頼性</p> <p>現状では、開発事業者の協力により、下水道計画以上の雨水流出抑制対策を行っていただいていることから、既存水路の排水能力を検証する際には、その対策値を用いて照査しているところです。</p> <p>しかしながら、浸透式の流出抑制施設は、ご意見のとおり、適切な維持管理を行うことにより、浸透機能が維持される施設であることから、開発事業者等の協力のもと、将来的にその施設の所有者となる方に対して、適切な維持管理を行っていただくための周知が必要と考えています。</p> <p>また、「道路土工要綱」の記載については、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置される「雨水貯留浸透施設」に関する記述であり、当該開発地は同法の適用を受けない地域であることから、当該規定は適用されませんが、前述のとおり、雨水流出抑制対策を推進するためには適切な維持管理が必要であることから、浸透式の流出抑制施設の所有者や管理者に対して周知に努めたいと考えています。</p> <p>4. 射流（フルード数1.0以上）の問題点</p> <p>都市計画法第33条第1項第三号は、開発区域内に設置される排水施設に対する規定であり、ご意見の道路側溝には適用されませんが、ご意見のとおり、射流となっているおそれがあることから、降雨の状況及び現地の状況に注視しながら、当該水路に溢水等が発生する場合には、最も経済的かつ効果的な方法を検討します。</p> | <p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> |

令和6年1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|----|---------------|--|--|---|
| 12 | 郷津町内開発許可書について | <p>その前提で、今回の区域外側溝の排水計画によると、射流と思われる区間の上流端に道路横断側溝にて放流しています。この場合は上記に述べた通り射流区間の対策（射流部上流端および射流から常流へ変化する合流部）をとるべきだったと考えられます。または、別ルートで排水計画を行うなどの方法をとるべきだと思われます。</p> <p>従って、法33条三の条件である“その周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること”を満足していないのではないですか。</p> <p>5. 舗装前面打換えの問題点</p> <p>区域外側溝のやり直し及び道路横断側溝の新設等によって、令和3年度に舗装新設した区間において、全面的に舗装撤去し廃材を処分→舗装打換えを行っています。</p> <p>前回の工事が完了してから2年も経過していない状況で、法32条協議において事業者にも工事費増大という負担がかかっているこのような事案が生じた原因を説明して下さい。</p> <p>最近では、次世代を含めた人類の繁栄のため地球規模で「SDGs」の取り組みが求められています。また、市役所の環境生活部等では資源の有効活用・地球温暖化防止対策に注力されています。そうした社会情勢の中で、建設部としての考え方はこれに逆行していると思われませんが、どうでしょうか。</p> <p>以上、各項目について事実確認を行い、現状の見解と今後の方針を聞かせてください。</p> <p>なお、今後の資料とするため回答は文書でお願いします。</p> | <p>5. 舗装全面打換えの問題点</p> <p>令和3年度に完了した開発行為の事業者には、開発許可申請時に、開発区域周辺の開発計画が無いことを確認した上で、当該開発区域を基に32条協議を行いました。令和3年度に開発工事が完了してから2年も経過していない状況において、当該開発地周辺の土地所有者等の意向により、土地利用計画が変更されたことから、令和5年度の開発行為が行われたものと思われます。</p> <p>しかしながら、開発地周辺の計画変更により、設置された工作物等の前提条件が変更となり、工作物等に影響が生じることから、開発事業者との協議において、土地所有者等の意向や周辺の土地利用計画等を十分確認しながら、必要に応じて、将来的な流入区域を考慮した32条協議を行っていきます。</p> <p>また、建設部の「SDGs」への取組については、各課の各事業等において、適切に取組を進めているところで</p> | <p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> |